

秋田県行財政改革推進委員会設置要綱

（設置）

第 1 時代の変化に柔軟に対応できる行財政システムの確立と公正で透明性の高い行政の推進に向けて、県民の広範な意見を反映させるため、秋田県行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 委員会は、県が行う行財政改革に関する大綱の策定及び推進に対し意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

（組織）

第 3 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者の中から知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長は、任期満了の後でも、委員に再任された場合は、後任者が互選されるまでは、第 6 に定める指名に関する事務を行う。

（会議）

第 5 委員会は、必要に応じて知事が招集し、委員長が議長となる。

（評価専門部会）

第 6 委員会に、県の行財政改革の実施状況について評価を行うため、評価専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する 6 人以内の委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 専門部会の会議については、第 5 の規定を準用する。この場合、「委員会」は「専門部会」と、「委員長」は「部会長」と読み替えるものとする。

（事務局）

第 7 委員会及び専門部会の事務局を、総務部総務課に置く。

(その他)

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

「秋田県行財政改革推進委員会設置要綱」の運用について

「秋田県行財政改革推進委員会設置要綱」（以下「要綱」という。）の運用に当たり、次のとおり定める。

第４ 関係

- 1 委員長及び副委員長が任期満了により共に再任されなかった場合で、要綱第６に定める専門部会の開催前に要綱第１に定める委員会（以下「委員会」という。）を開催する暇がないときは、要綱第６に定める指名に関する事務については、要綱第７に定める事務局が行うことができるものとする。
- 2 前項により事務局が指名に関する事務を行ったときは、指名後最初に開催する委員会で委員長が選任された後に、委員長の承認を得るものとする。

その他

この運用は、平成３１年４月１日から施行する。